

「昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を対象に実施する風しん抗体検査及び予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの定期の予防接種の実施に向けた手引き」の概要

### 第 1 章 風しんの抗体検査について

- 風しんの抗体検査は、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性に対して実施する。
- 実施主体は市区町村であり、実施期間は 2022 年 3 月までとなる。
- 2019 年度は、昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性に対して、抗体検査の案内を行う。4 月から事業を実施できるよう、3 月中にクーポン券（第 4 章に後述）を送付できるよう準備を進めること。
- なお、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 47 年 4 月 1 日の間に生まれた男性についても、自らクーポン券の発行を希望する場合には、速やかにクーポン券を発行すること。
- そのほか、過去に受検した抗体検査の結果の取扱い、風しん抗体価の基準、予算の積算の考え方等についても記載。

### 第 2 章 予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの第五期の定期の予防接種

- 風しんの第五期の定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象は、「昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性」のうち「風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者」とする。
- 実施の詳細は、本手引きに規定している事項を除き、定期接種実施要領に記載している。

### 第 3 章 集合契約による実施体制の整備

- 居住地以外でも風しんの抗体検査や定期接種を受けられる実施体制を整備するためには、全国の市区町村が全国の医療機関及び健診機関（以下「実施機関」という。）との間で委託契約を締結する必要がある。ここで、各々が個別に契約を締結すると事務が膨大となるため、「集合契約」を活用する。
- 「集合契約」は、全国知事会を全市区町村の代表として、日本医師会【P】を全実施機関の代表として、全国知事会と日本医師会【P】との間で締結する。
- 各市区町村は、都道府県に委任状を提出し、各都道府県から全国知事会に対して、再委任を行う。
- 抗体検査の単価は、全国統一の単価とし、定期接種の単価は各市区町村が定める額とする。このほかの契約条件等については、全国統一の契約書のフォー

マツトを示している。

- 契約書の仮セットは実施年度の前年度に完了させておくとともに、契約書の契約締結日は、4月1日付けとすること。

#### **第4章 具体的な運用の流れについて**

- 抗体検査には、クーポン券及び受診票を用いる。集合契約の締結後、市区町村は、抗体検査・定期接種のクーポン券を作成し、対象者に送付する。受診票は、原則として実施機関において印刷する。
- クーポン券及び受診票は、全国統一の標準的な様式を示している。
- 2019年度は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対して、抗体検査・定期接種の案内を行う。4月から事業を実施できるよう、3月中にクーポン券を送付できるよう準備を進めること。
- なお、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日の間に生まれた男性についても、自らクーポン券の発行を希望する場合には、速やかにクーポン券を発行すること。
- クーポン券の有効期限は、集合契約を締結した当該年度内に設定する。クーポン券は毎年度発行することとなる。
- 定期接種の予診票について、全国統一の様式を示している。
- 集合契約の締結により、以下の実施方法が可能となっている。
  - ① 医療機関における抗体検査
  - ② 特定健診の機会を活用した抗体検査
  - ③ 事業所健診の機会を活用した抗体検査
- 定期接種についても、集合契約の締結により、居住する市区町村以外での医療機関等で定期接種を受けることが可能となる。
- 集合契約における請求・決済事務は、国民健康保険中央会及び各都道府県国民健康保険連合会（以下「国保連」という。）が、代行する（第6章に詳述）。

#### **第5章 風しんの抗体検査の結果や第五期の予防接種の実施状況の把握**

- 抗体検査の結果が実施機関から国保連を通じて各市区町村に提供されるまでの手順を記載
- また、情報の保管方法や保管年限等についても記載
- 風しんの追加的対策の効果を検証するための実績報告の内容及び報告時期についても記載

#### **第6章 代行機関**

- 今回国保連がその役割を担う「代行機関」について、定義、機能、満たすべき要件等について記載